

一般社団法人日本財産管理協会

創立 10 周年記念 祝辞



2021 年(令和 3 年)7 月 18 日
大阪弁護士会所属
弁護士 藤井伸介

一般社団法人日本財産管理協会創立 10 周年、誠におめでとうございます。

初代理事長篠原敬郎先生を始め、多くの先生方が尽力された輝かしい足跡に改めて敬意を表わすと共に、今後の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

私が日本財産管理協会（以下「日財協」といいます）の認定研修の講師として講演を担当させて頂くようになったのは、平成 26 年(2014 年)11 月 16 日の第 4 期認定研修神戸会場以来です。当時研修担当をしておられた鈴木浩巳先生（現兵庫県司法書士会会長）からお招きを受けて、「遺言執行の実務」と「財産管理の実務」との二本立てで講演をさせて頂き、その後ほぼ毎年、日財協において同様の研修を担当させて頂いております。

平成 26 年当時は、未だ弁護士会内においても、弁護士業務を侵食される等と司法書士の職域拡大に危機意識を持って排斥するような論調が残っており、私が日財協や司法書士会などにおいて講演を担当することを非難するような陰口をささやかれることもありました。

しかしながら、「遺言執行者」のみならず「不在者財産管理人」あるいは「相続財産管理人」についても、民法上は職種による制限規定は何ら設けられておらず、実務においては、通常一般人ですら遺言執行者に指定され、少数ながら財産管理人に選任されていたのが実情でした。他方、弁護士でも必ずしも遺言執行業務や財産管理業務に精通しているとは限らず、弁護士会内でも遺言執行業務や財産管理業務についての研修が求められており、私も大阪弁護士会等の研修において、同様の講演を担当させて頂いておりました。

弁護士会では研修が実施されているが、司法書士会ではそのような研修がないというのは、一般市民・国民全体の利益の観点から考えれば大きなマイナスであり、弁護士と司法書士との職域争いの結果として一般市民・国民全体の利益が害されるのは本末転倒の議論であると考え、私は、大阪弁護士会等において担当

していた研修内容を何らレベルを下げることなく、実務に携わる「法律家」に等しく参考にして頂けるようなレジュメと資料を配布し、講演させて頂きました。

振り返れば、平成 25 年 9 月 4 日の非嫡出子の相続分違憲大法廷判決を機縁として相続法改正の動きが活発化し、平成 27 年 1 月 1 日施行の改正相続税法により、国民一般の相続に関する意識が極めて高くなり、法制審議会民法部会における議論においても遺産分割手続における新制度創設や遺留分権の法的性質の変更、遺言執行者の権限の検討作業等が行われ、令和元年 7 月 1 日に改正相続法が原則的に施行され、また令和 3 年 4 月 20 日に可決成立した民法・不動産登記法改正作業に伴い、相続財産管理人制度にも大幅な変更が加えられ、今後においてはより一層財産管理業務の専門化が進み、専門家養成のための研修の必要性が高まるばかりです。

そのような時代の流れの中で、10 年前に日財協を設立され、将来を見据えて、認定研修のみならず各種の研修を実施され、多くの実務書を出版され、かつ、対外的にも広く啓蒙活動を実施して来られた日財協の活動には、頭が下がる思いです。日財協の多くの先生方のご尽力に尊敬と感謝の念でいっぱいです。

今後においては、ますます一般市民・国民全体へのリーガルサービスの質的向上を目指して、より一層多様な啓蒙活動を展開し、財産管理業務を担当する実務家の拠り所として発展されることを、心より期待し、お祈り申し上げる次第です。